

第4次

北広島市犯罪のない安全で安心な まちづくり推進計画



令和5年度（2023年度）
北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり市民大会

計画期間
令和7年度（2025年度）～
令和11年度（2029年度）

北 広 島 市

目 次

第1章 推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象範囲	2
4 市民等の意見の反映	2
5 計画期間	2

第2章 犯罪等の現状と課題

1 道内及び市内における犯罪(刑法犯)認知件数の推移	3
2 市内の重点犯罪の認知件数	7
3 市内の不審者情報	9
4 厚別警察署管内の特殊詐欺発生状況	10
5 市内の消費生活相談件数	11
6 道民の犯罪に対する意識調査	12
7 安全で安心なまちづくりへの課題	17

第3章 推進計画の基本的考え方と目標

第1節 推進計画の基本的考え方

1 自主防犯意識の醸成	18
2 地域における防犯活動の推進	18
3 犯罪の起きにくい環境づくり	18
4 防犯上配慮を要する者への安全確保	18

第2節 計画の基本目標

1 基本目標の設定	19
-----------------	----

第4章 安全で安心なまちづくりに向けて

1 市の取組	
(1)施策 1:自主防犯意識の醸成	20
(2)施策 2:地域における防犯活動の推進	21
(3)施策 3:犯罪の起きにくい環境づくり	22
(4)施策 4:防犯上配慮を要する者への安全確保	23
(5)施策 5:暴力団の排除	24

2	市民の取組	
(1)	身の回りの安全対策	25
(2)	知識習得のための防犯講座等への参加	25
(3)	暴力団を利用しない	25
3	住民組織及び関係団体の取組	
(1)	地域における安全対策	26
(2)	地域防犯灯の整備	26
(3)	地域ぐるみの防犯活動	26
(4)	路上駐車(迷惑駐車)の対策	27
(5)	暴力団を利用しない	27
4	事業者の取組	
(1)	施設等の安全対策	28
(2)	従業員への啓発	28
(3)	地域の一員としての取組	28
(4)	暴力団を利用しない	28

第5章 推進計画の実施にあたって

1	庁内推進体制の整備	29
2	推進会議の設置	29
3	計画の見直し	29
4	計画の推進体制	30
5	計画の進行管理	30

資料編

- 資料1:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例
- 資料2:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則
- 資料3:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿
- 資料4:北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程
- 資料5:北広島市暴力団の排除の推進に関する条例
- 資料6:用語集

第1章 推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

犯罪のない安全に安心して暮らせる社会の実現は、市民の願いです。市内の犯罪認知件数は、平成 15 年(2003 年)以降、長期的にみると減少傾向にあります。

しかしながら、依然として自転車盗難や子どもたちに対する不審者からの声かけなどが後を絶たず、社会全体を見ますとインターネットを利用した特殊詐欺は手口が巧妙化しているほか、SNSによる闇バイトも大きな社会問題となっています。

近年の少子高齢化や生活様式の多様化に加え、令和 2 年(2020 年)から令和 4 年(2022 年)にかけては、新型コロナウイルス感染症による自粛期間等の影響により地域活動の制限を余儀なくされるなど、地域コミュニティの希薄化が進んでいることも、犯罪が発生しやすい環境を生み出す一因となっていると考えられます。

市では、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高め、市の果たすべき役割と、市民、事業者、地域の役割を明らかにした「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、平成 21 年(2009 年)4 月 1 日に施行しました。

「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」は、条例に基づき、市民が安心して暮らせるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、5 年ごとに見直しを行いながらこれまで第 1 次から第 3 次の計画を策定してきました。この度、第 3 次計画の計画期間が令和 6 年度(2024 年度)をもって終了することから、前計画を基本としながら社会情勢の変化を踏まえ見直しを行い、新たな「第 4 次北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画(令和 7 年度(2025 年度)～11 年度(2029 年度))」を策定し、犯罪のない安全で安心な暮らしを実感できる地域社会を目指すこととします。

2 計画の位置づけ

「第 6 次北広島市総合計画(令和 3 年度(2021 年度)～令和 12 年度(2030 年度))」をはじめ、北海道が策定する「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策」とも整合性を図りながら、策定しました。

「第 6 次北広島市総合計画」では、「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の 3 つの「めざす都市像」を定めており、本計画は基本目標の 1 つである「だれもが安全に暮らせるまち」において、『防犯対策の推進』が重要な施策として位置づけられています。

3 計画の対象範囲

犯罪には様々なものがありますが、この計画では、市民が日頃から不安を抱いている空き巣ねらい等の窃盗事件や子ども・高齢者に対する犯罪など市民の身近な場所で発生する犯罪を対象とし、これらの犯罪を未然に防止する施策の推進や防犯意識の向上を図っていくこととします。

なお、火災や地震などの災害、環境保全といった分野については、個別の法令や条例などにより体系化された施策による推進が図られていることを踏まえ、本計画の対象範囲には含めないこととします。

4 市民等の意見の反映

この計画は、条例第 13 条の規定による「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」やパブリックコメントにおいて、市民等の意見を参考に策定したものです。

5 計画期間

この推進計画の計画期間は、令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 5 年間とし、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 犯罪等の現状と課題

1 道内及び市内における犯罪(刑法犯)認知件数の推移

道内及び市内で発生した犯罪(刑法犯)認知件数(北海道警察が把握した犯罪件数)は、長期的に見ると減少傾向であり、市内における令和4年(2022年)中の件数は、条例が施行した平成21年(2009年)以降、最も少なく、34%まで減少しています。

市内の犯罪を種類別でみると、いずれの年も窃盗犯が大半を占めており、令和5年(2023年)は137件となっています。

【単位:件】

		刑法犯						重要 犯罪	重要 窃盗犯	
		総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯			その他
北海道	平成26年	40,359	210	2,386	27,649	1,198	890	8,026	444	4,082
	平成27年	35,457	184	2,173	23,784	1,126	958	7,232	493	3,879
	平成28年	32,013	173	2,484	21,178	933	811	6,434	397	3,347
	平成29年	28,160	155	2,814	18,282	985	767	5,157	351	2,579
	平成30年	25,459	162	2,958	16,401	859	662	4,417	328	2,018
	令和元年	23,607	144	2,754	15,304	865	597	3,943	301	1,986
	令和2年	18,467	135	2,444	11,444	684	509	3,251	306	1,469
	令和3年	18,429	135	2,836	11,115	810	429	3,104	292	1,240
	令和4年	19,604	169	3,134	11,829	1,147	427	2,898	347	974
	令和5年	22,232	228	3,468	13,949	990	519	3,078	462	1,131
北広島市	平成26年	419	3	8	334	14	8	52	6	58
	平成27年	292	1	7	230	4	5	45	2	24
	平成28年	342	2	17	274	3	2	44	3	52
	平成29年	348	1	21	264	7	7	48	3	28
	平成30年	263	3	35	195	6	9	15	4	30
	令和元年	236	1	23	177	12	4	19	2	34
	令和2年	162	4	20	94	5	10	29	7	18
	令和3年	164	1	21	93	3	7	39	4	5
	令和4年	146	1	20	94	6	2	23	1	8
	令和5年	208	3	33	137	7	3	25	3	9

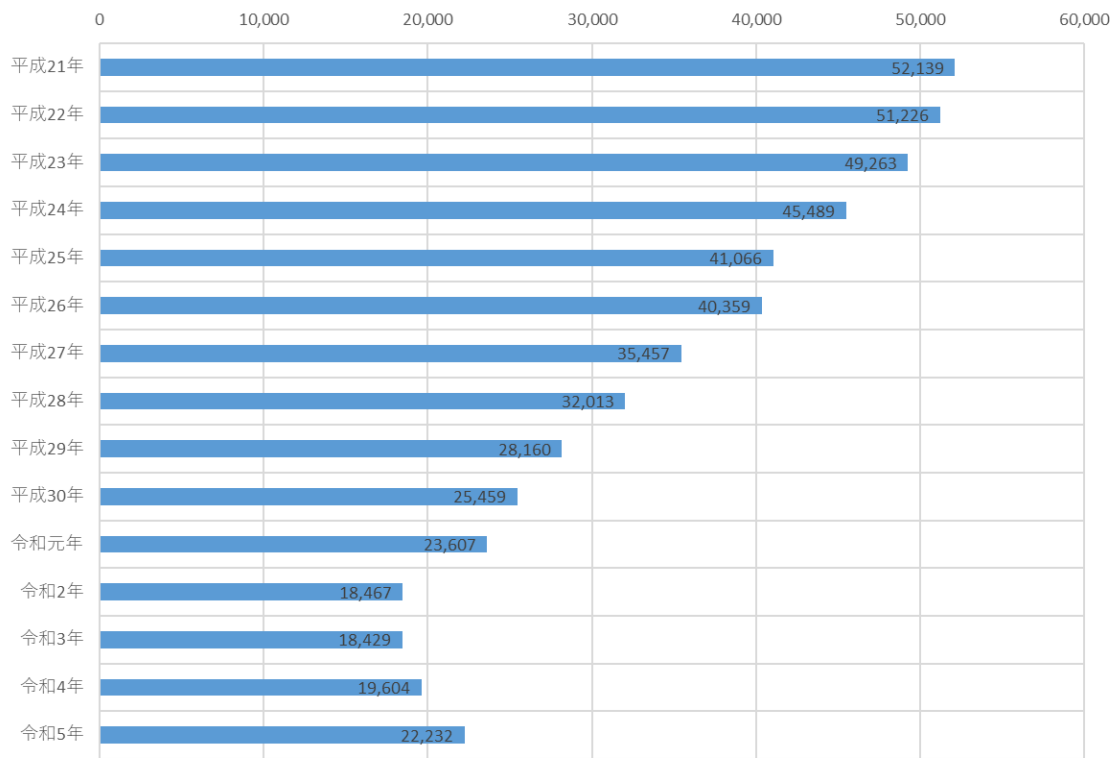
資料:北海道警察

※重要犯罪
 ※重要窃盗犯
 ※その他

～ 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつ
 ～ 侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり
 ～ 公務執行妨害、器物破損、逮捕監禁、住居侵入 など

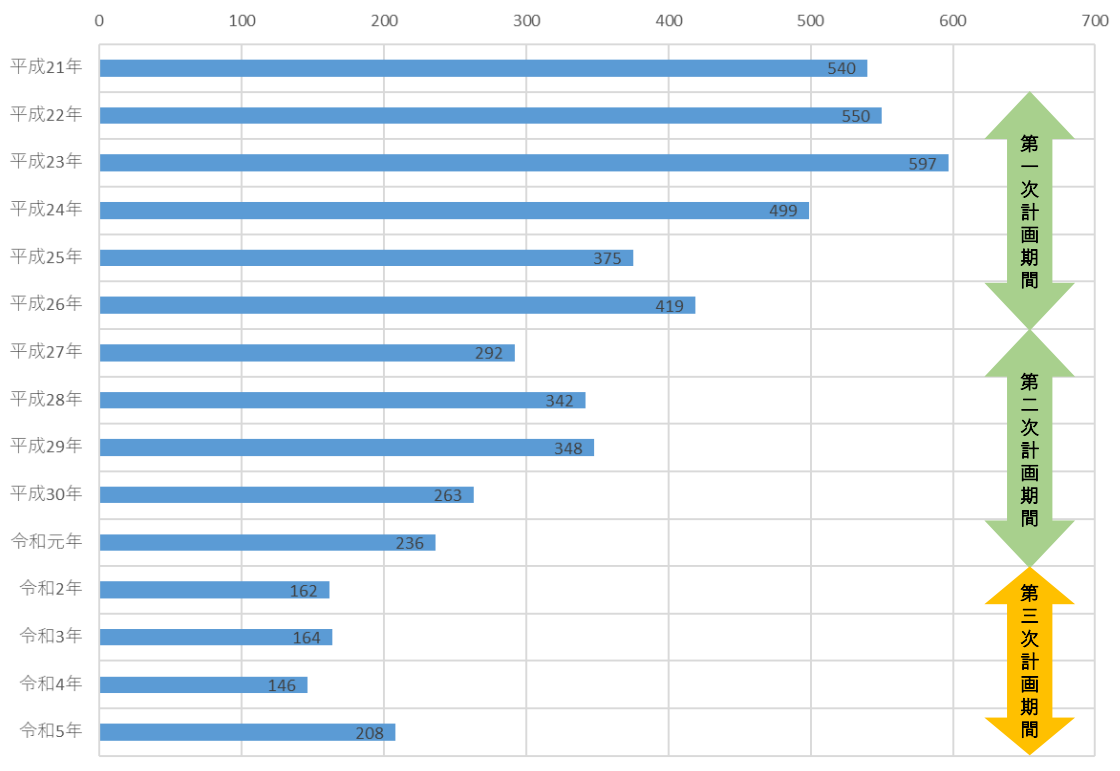
北海道の犯罪（刑法犯）認知件数（15年間）

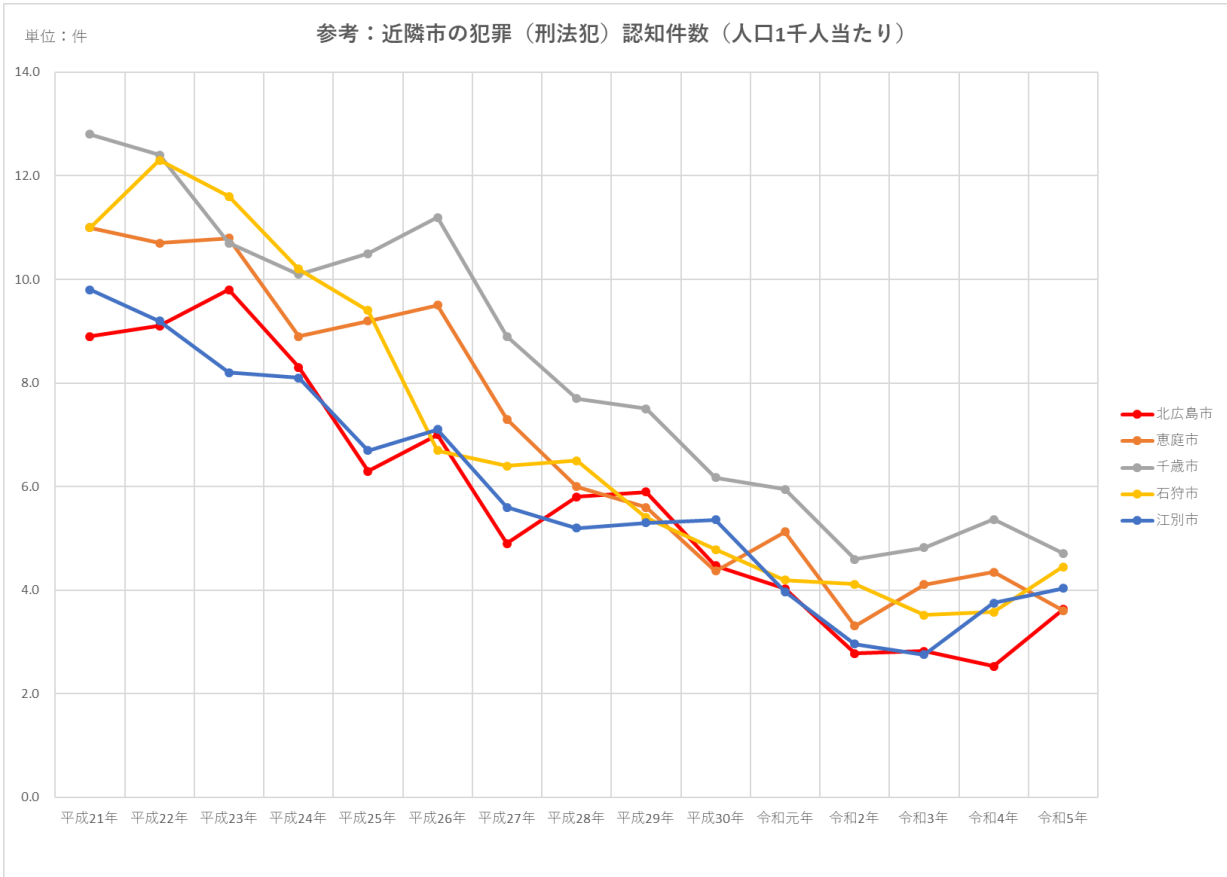
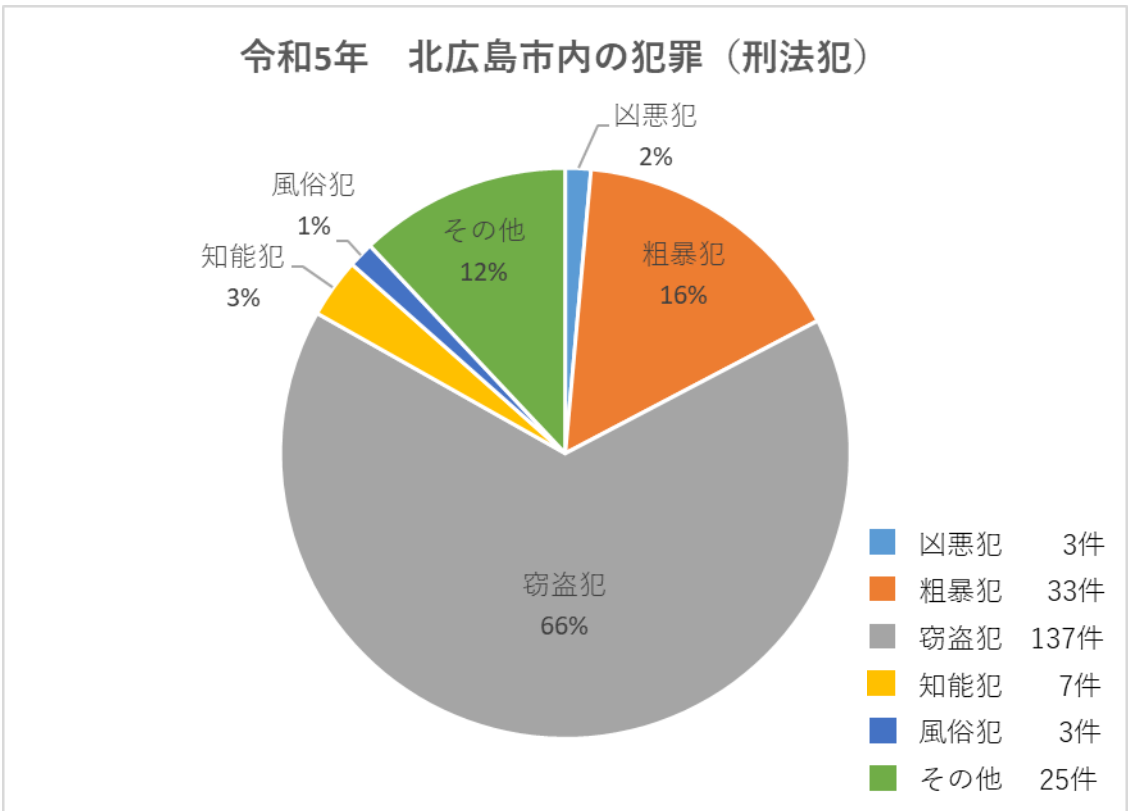
単位：件

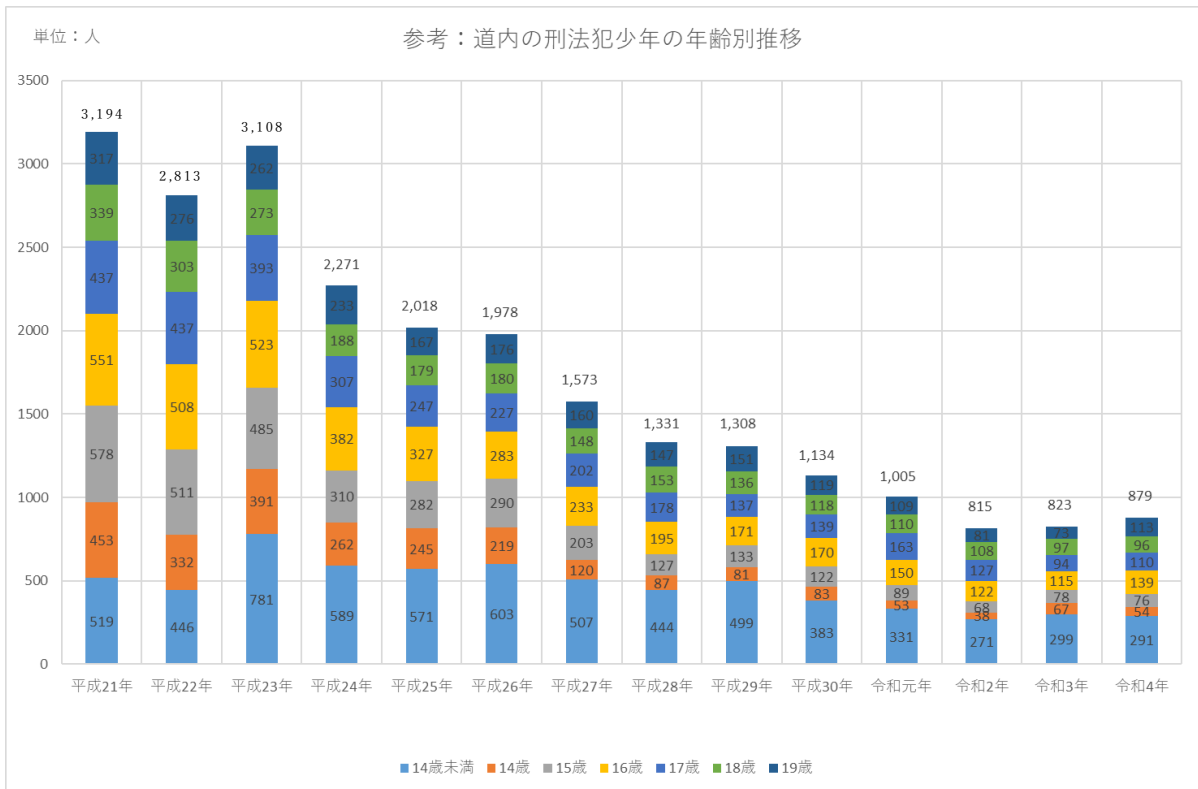


北広島市の犯罪（刑法犯）認知件数（15年間）

単位：件







平成 23 年(2011 年)以降、刑法犯少年の人数は減少傾向にあります。

年齢別では、「14 歳未満」の検挙・補導の割合は増えている一方、「14 歳」及び「15 歳」の割合は減少しています。

令和 4 年(2022 年)は、「14 歳未満」の割合が約 3 割となっており、次いで、「16 歳」、「17 歳」、「19 歳」と続いています。

2 市内の重点犯罪の認知件数

重点犯罪は、重点的に抑止する犯罪として北海道警察が指定しており、令和4年(2022年)より、子ども被害犯罪、女性被害犯罪及び特殊詐欺の3種類となりました。

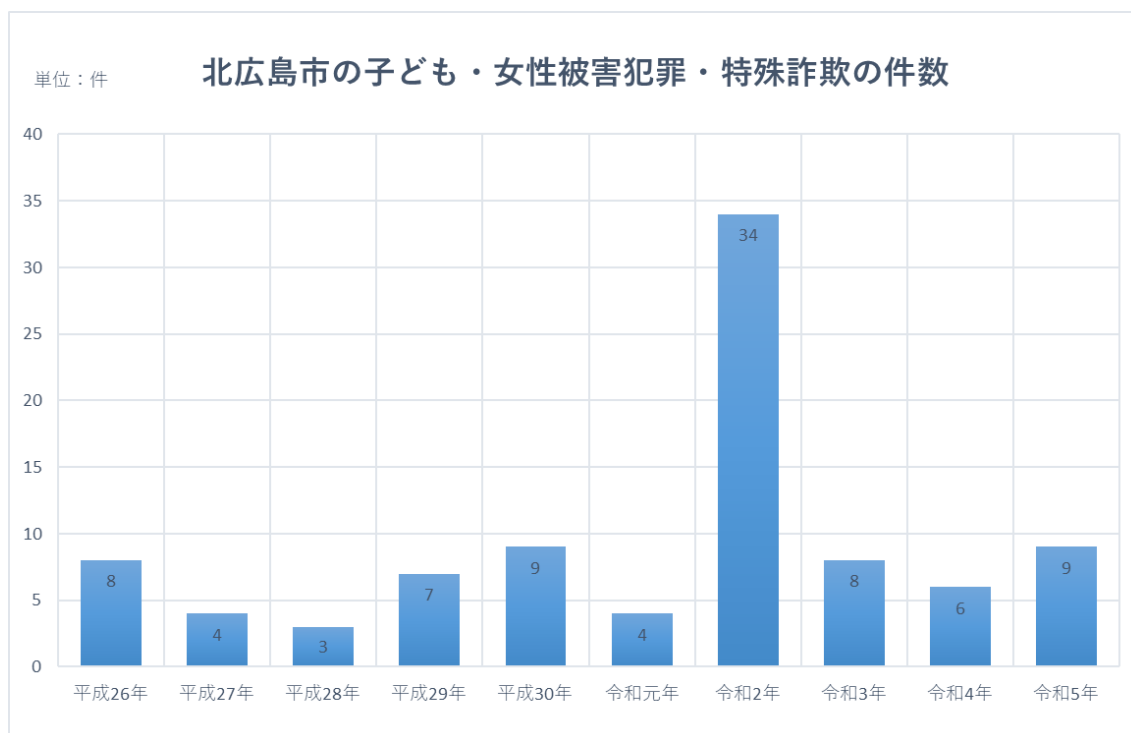
令和5年(2023年)における市内の重点犯罪は9件となっています。

【単位：件】

		総数	子ども被害犯罪	女性被害犯罪	特殊詐欺	侵入強盗	侵入窃盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	タイヤ盗難
北 広 島 市	平成26年	244(8)	0	3	5	0	53	58	67	10	48
	平成27年	139(4)	1	1	2	0	19	63	29	9	15
	平成28年	169(3)	0	2	1	0	50	47	32	30	7
	平成29年	165(7)	0	2	5	0	26	48	62	16	6
	平成30年	127(9)	6	2	1	0	29	26	45	7	11
	令和元年	88(4)	1	1	2	0	24	37	12	9	2
	令和2年	83(34)	8	22	4	0	17	13	15	4	0
	令和3年	45(8)	2	4	2	0	5	18	8	6	0
	令和4年	6	1	0	5						
	令和5年	9	5	2	2						

資料：北海道警察札幌方面厚別警察署

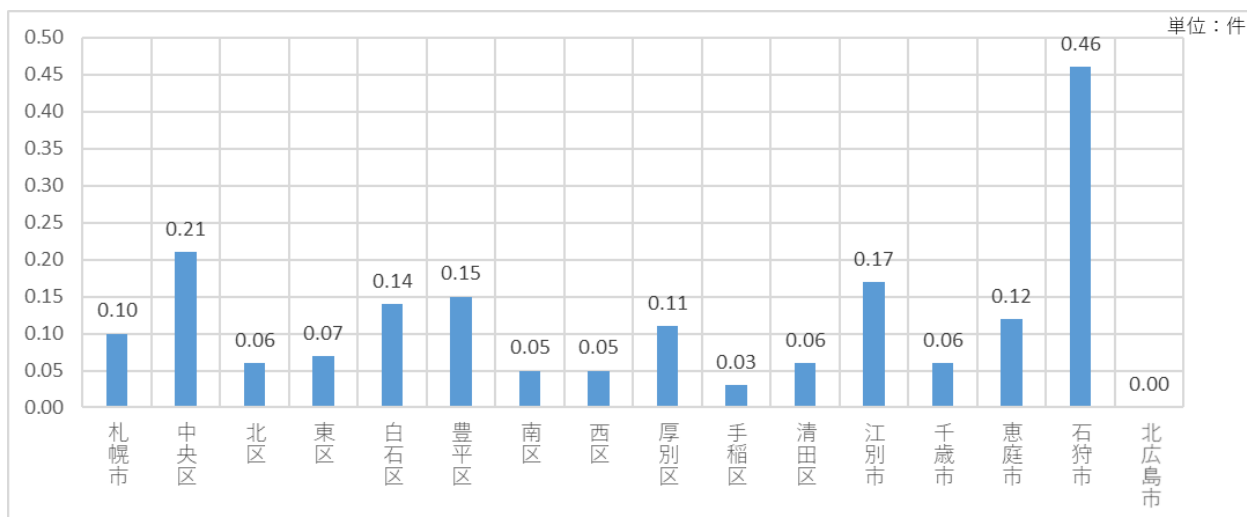
※()内は子ども被害犯罪、女性被害犯罪及び特殊詐欺のみの合計値になります。



参考:令和4年(2022年) 近隣市・区の住居対象侵入窃盗の認知状況

市・区	総人口	世帯数	認知件数	1千世帯当たり 認知件数
札幌市	1,960,668	1,087,058	110	0.10
札幌市中央区	241,244	147,899	31	0.21
〃 北区	285,887	154,731	10	0.06
〃 東区	261,971	145,265	10	0.07
〃 白石区	213,280	125,352	17	0.14
〃 豊平区	225,082	131,333	20	0.15
〃 南区	135,314	73,204	4	0.05
〃 西区	218,245	118,504	6	0.05
〃 厚別区	125,687	66,294	7	0.11
〃 手稲区	141,958	70,927	2	0.03
〃 清田区	112,000	53,549	3	0.06
江別市	119,701	59,124	10	0.17
千歳市	97,716	50,961	3	0.06
恵庭市	70,108	34,470	4	0.12
石狩市	58,096	28,247	13	0.46
北広島市	57,767	28,091	0	0.00

資料:北海道警察



令和4年(2022年)における市内の住居対象侵入窃盗犯罪認知状況は、0件となっており、近隣市と比較しても、最も少ない件数となっています。

3 市内の不審者情報

過去 5 年間における地区別の不審者情報は、大曲地区が最も多く、令和 3 年度(2021 年度)以降は東部地区が増加傾向にあります。

●市内の事案別不審者情報

【単位：件】

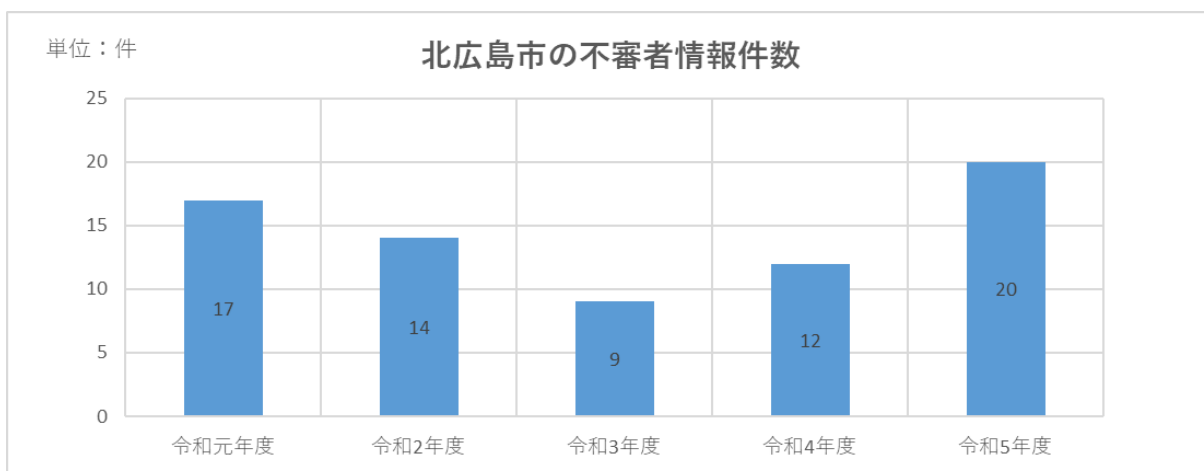
年度	件数	声かけ	追尾	写真撮影	痴漢	露出	その他
令和元年度	17	2	0	0	0	8	7
令和2年度	14	3	0	4	0	1	6
令和3年度	9	0	2	3	0	1	3
令和4年度	12	1	0	2	0	2	7
令和5年度	20	5	7	3	1	0	4
計	72	11	9	12	1	12	27

●市内の地区別不審者情報

【単位：件】

年度	件数	東部地区	団地地区	大曲地区	西部地区	西の里地区
令和元年度	17	1	3	13	0	0
令和2年度	14	3	5	5	0	1
令和3年度	9	4	2	2	0	1
令和4年度	12	6	4	1	1	0
令和5年度	20	10	4	6	0	0
計	72	24	18	27	1	2

資料：北広島市教育委員会
(子どもS・C通信発行数)

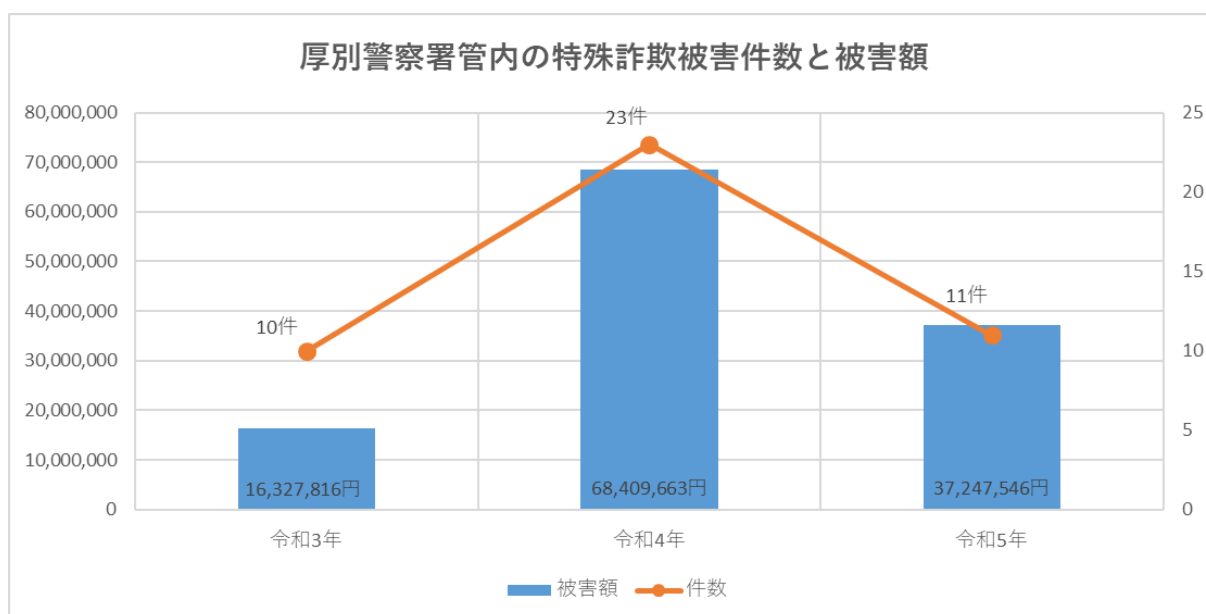


4 厚別警察署管内の特殊詐欺発生状況

特殊詐欺は、息子を騙って事件・事故の名目で現金をだまし取る、「オレオレ詐欺」や未払いの料金があるなど、架空の事実を口実に現金をだまし取る「架空料金請求詐欺」等時代とともに多様化しています。

区分	令和3年(2021年)		令和4年(2022年)		令和5年(2023年)	
	件数	被害額(円)	件数	被害額(円)	件数	被害額(円)
オレオレ詐欺	1	1,000,000	6	24,000,000	2	27,000,000
預貯金詐欺	3	9,314,000	0	0	0	0
架空料金請求詐欺	0	0	1	7,000,000	3	23,870,000
融資保証金詐欺	1	499,310	0	0	0	0
還付金詐欺	4	4,214,506	5	3,686,663	3	3,721,636
金融商品詐欺	0	0	0	0	1	2,500,000
交際あっせん詐欺	0	0	0	0	0	0
ギャンブル詐欺	0	0	0	0	0	0
その他の詐欺	0	0	0	0	1	3,455,910
キャッシュカード詐欺	1	1,300,000	11	33,723,000	1	1,000,000
特殊詐欺合計	10	16,327,816	23	68,409,663	11	37,247,546

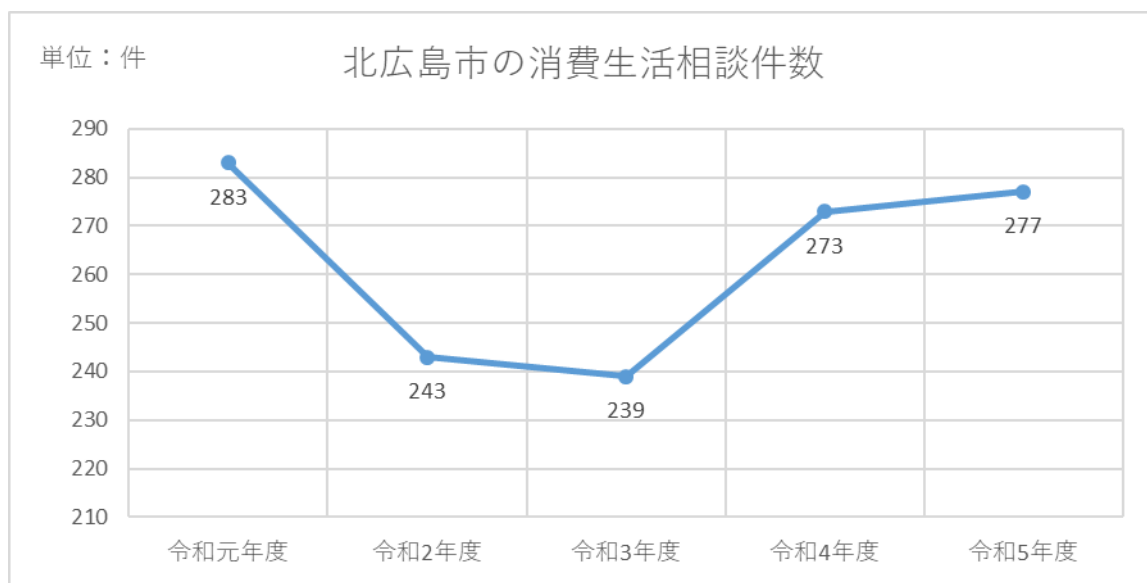
資料：北海道警察札幌方面厚別警察署



5 市内の消費生活相談件数

北広島市では、消費生活相談室を設置し、専門の相談員による消費生活相談を受け付けています。インターネット・SNS を通じた勧誘のほか、商品の購入や住宅の契約などに関するトラブルについて、様々な相談が寄せられています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度(2020 年度)及び令和 3 年度(2021 年度)は相談件数が減少していましたが、令和 5 年度(2023 年度)は、コロナ禍前と同水準の件数となっています。



6 道民の犯罪に対する意識調査

(1) 令和5年度道民意識調査結果の概要(※北海道において実施)

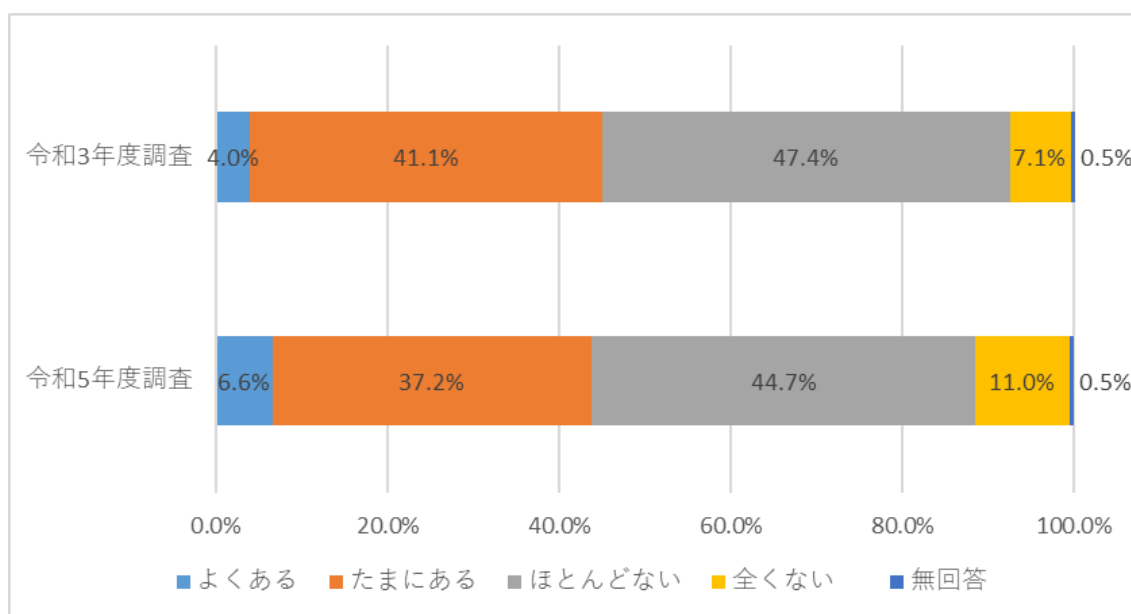
【調査方法】

- 調査対象 道内に居住する満18歳以上の個人
- 標本数 1,500 サンプル
- 有効回収数(率) 790 サンプル(52.7%)
- 調査期間 令和5年9月～10月

【調査結果】

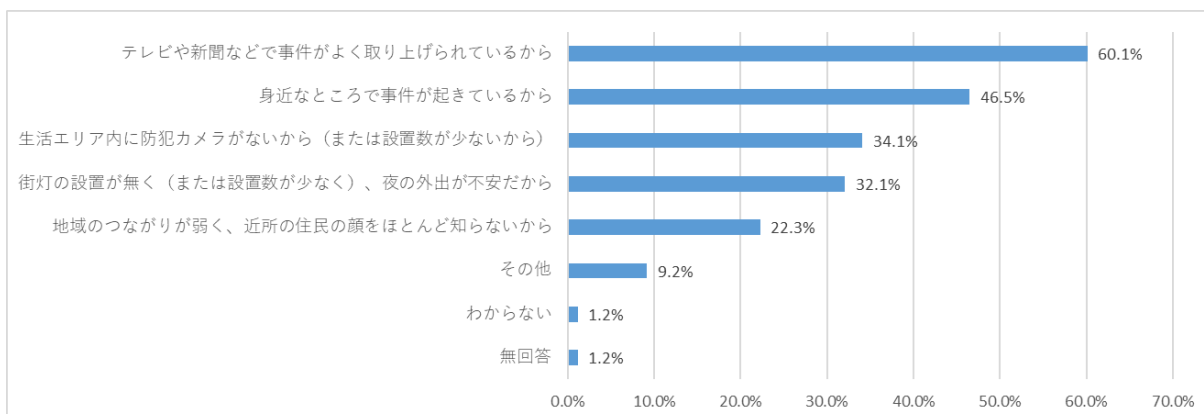
① 犯罪被害への不安感

令和4年(2022年)の道内の刑法犯認知件数は1万9,604件と、20年ぶりに前年比で増加となる中で、「犯罪被害にあうのではないかと不安を感じる事」については、「ほとんどない」、「全くない」との回答が、前回調査(令和3年度(2021年度)。以下同じ。)と同様に全体の半数を超える結果となっています。



②犯罪被害に不安を感じる要因

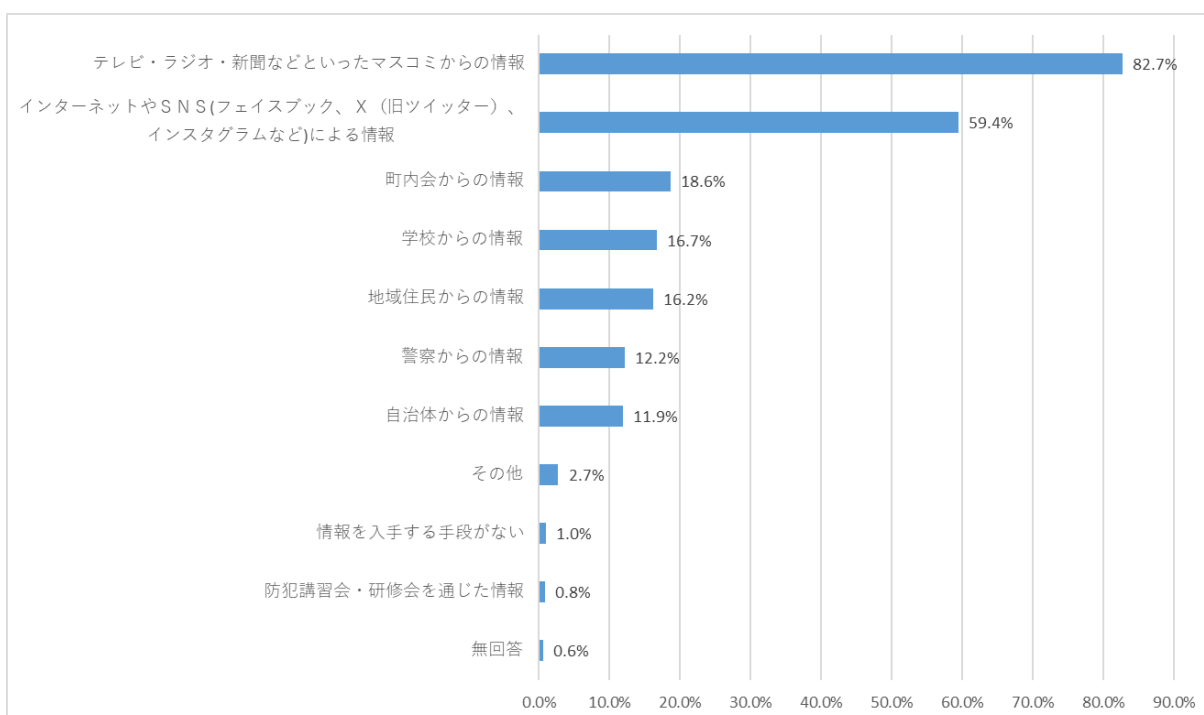
「不安を感じる要因」については、6割の方が「テレビや新聞などで事件がよく取り上げられているから」と回答しており、前回調査と同水準となっています。



③地域で起きている犯罪を知る手段

地域で起きている犯罪をどのような手段で知るかについては、8割の方が「テレビ・ラジオ・新聞などといったマスコミからの情報」と回答しており、前回調査と同水準の結果となっています。

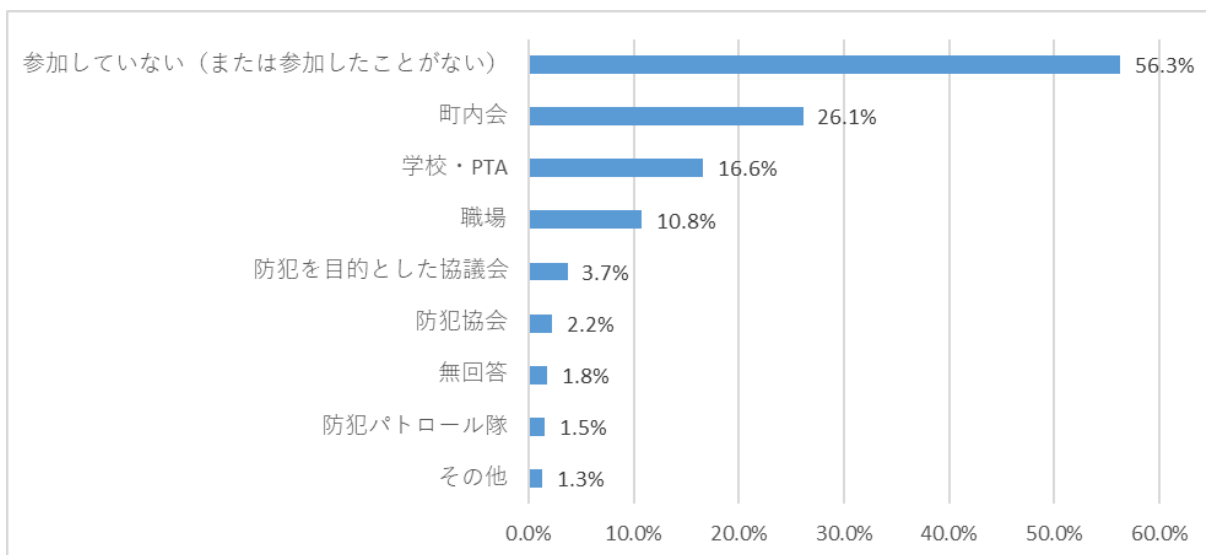
また、次いで「インターネットやSNS(フェイスブック、X(旧ツイッター)、インスタグラムなど)による情報」が6割、「町内会からの情報」が2割の順となっています。



④地域の防犯活動への参加状況

地域の防犯活動への参加状況については、半数を超える方が「参加していない(または参加したことがない)」と回答し、前回調査と同水準の結果となっています。

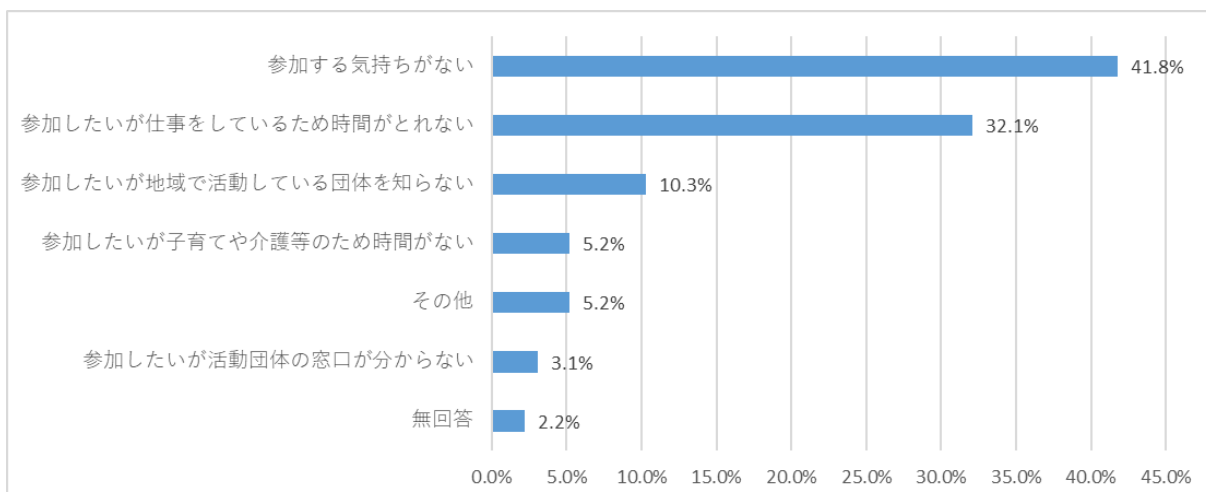
次いで「町内会に参加している(いた)」、「学校・PTAに参加している(いた)」となっています。



⑤地域の防犯活動に参加していない理由

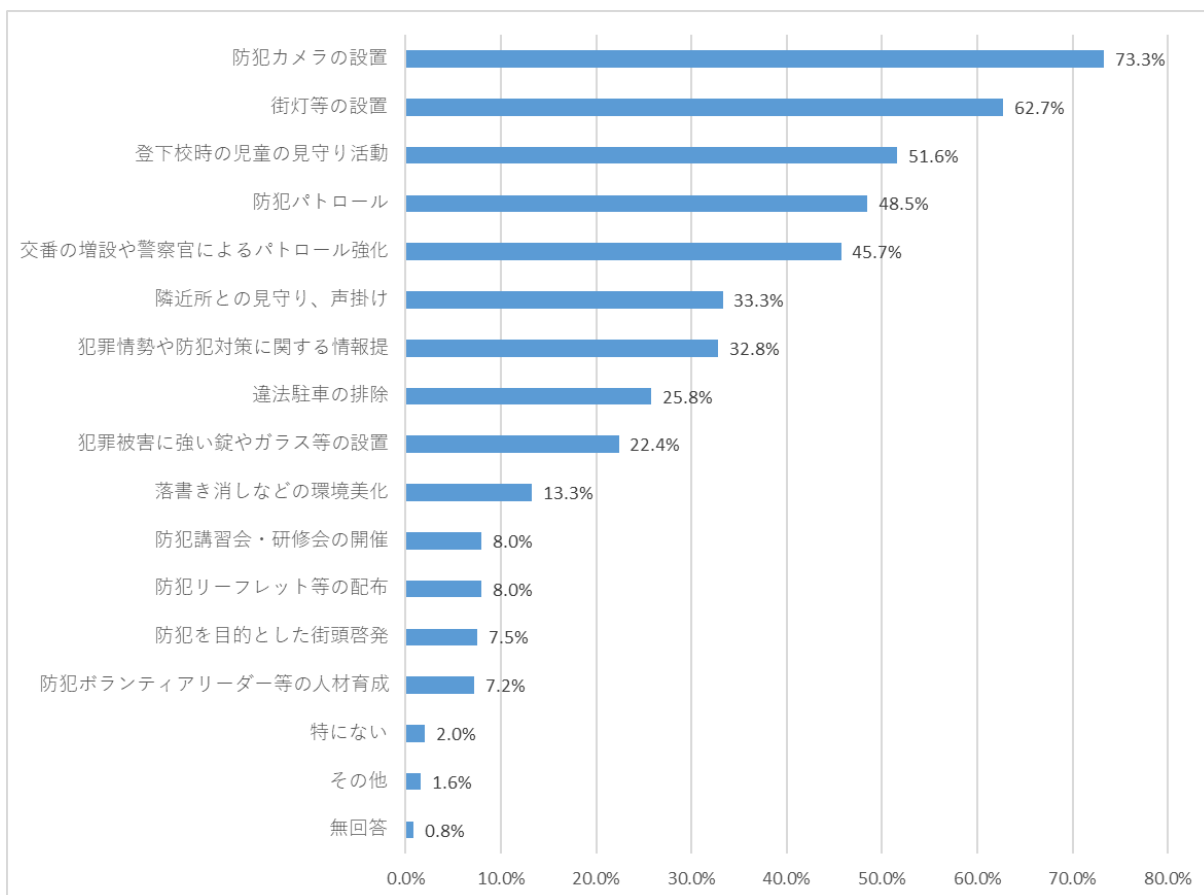
④の質問で、地域の防犯活動に「参加していない(または参加したことがない)」と回答した方のうち、4割の方が「参加する気持ちはない」と回答する一方、半数以上の方が「団体での活動に参加したいが(阻害要因のため)参加できない」と回答しており、前回調査と同水準の結果となっています。

参加できない理由について、最も多かったのが、「仕事をしているため時間がとれない」で、次いで「地域で活動している団体を知らない」、「子育てや介護のため時間がない」、「活動団体の窓口が分からない」の順となっており、いずれも前回調査と同水準の結果となっています。



⑥犯罪防止に必要な対策

犯罪防止に必要な対策として、「防犯カメラの設置」、「街灯等の設置」と回答された方がそれぞれ前回調査と同様に 6 割を超える結果となっているほか、「登下校時の児童の見守り活動」と回答した方は前回調査よりも増加し、半数を超える結果となっています。



(2) 令和5年度警察活動等に関する道民の意識調査結果の概要

(※北海道警察において実施)

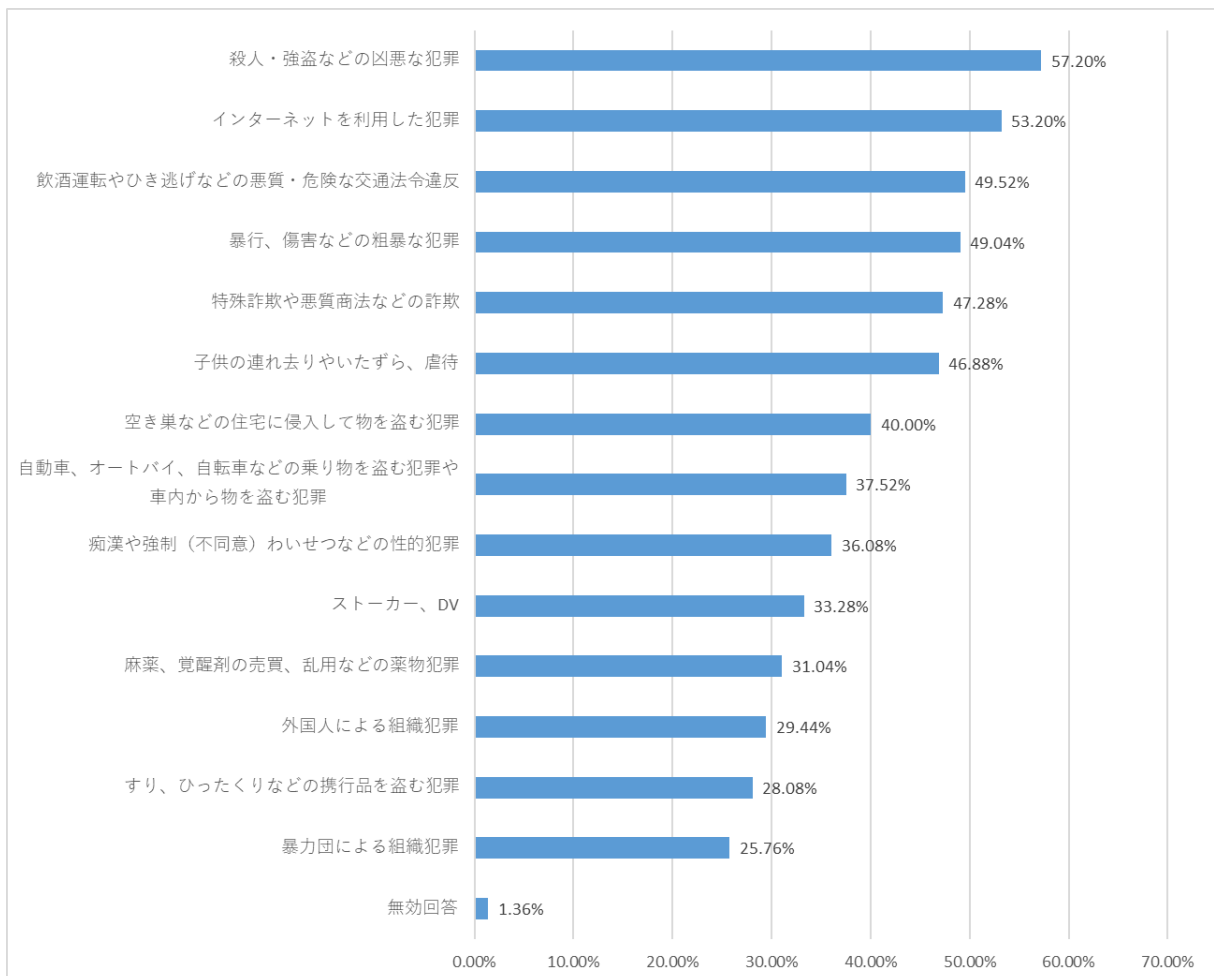
【調査方法】

- 調査対象 道内に居住する運転免許更新者
- 標本数 1,263人(配布数)
- 有効回収数(率) 1,250人(98.97%)
- 調査期間 令和5年10月～11月
- 抽出方法 道内の運転免許試験場の免許更新者から無作為に抽出

【調査結果】

不安に感じる犯罪や特に力を入れて取り締まってほしい犯罪

約6割の方が「殺人・強盗などの凶悪な犯罪」と回答しており、次いで、「インターネットを利用した犯罪」、「飲酒運転・ひき逃げなどの悪質・危険な交通法令違反」、「暴行、傷害などの粗暴な犯罪」、「特殊詐欺や悪質商法などの詐欺」と続いています。



7 安全で安心なまちづくりへの課題

「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」に基づき、これまで行政、市民、事業者、住民組織及び関係団体等が取組を進めてきた結果、北広島市における犯罪件数は減少しており、一定の成果が得られているものと思われま

す。しかし、児童への声かけや追尾といった不審者事案は依然として発生しており、特殊詐欺は手口が多様化、巧妙化しているほか、近年はインターネットを悪用したネット犯罪が危惧されるなど、犯罪に対して不安を感じている人がいるのが現状です。

また、住民組織・関係団体からは、参加者数の確保や連携に関する悩み、担い手不足の声が上がっており、犯罪件数を抑制していくためには、これらの対策が必要となります。

これらを踏まえ、引き続き各施策を継続して推進するとともに、行政、市民、住民組織、関係団体及び事業者等が一層連携し、市民一人ひとりの防犯意識、地域における防犯力の向上について取り組んでいくことが必要です。

第3章 推進計画の基本的考え方と目標

第1節 推進計画の基本的考え方

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」といった市民意識を基盤として、犯罪を起こさないための環境づくりを行政、市民、住民組織、関係団体等及び事業者が連携して進めていくことが大切です。

社会の宝である子どもたちの安全は、親と大人が責任をもって正義感や思いやりの心を育み、青少年を健全に育成していく地域力を高めていく必要があります。

これらを踏まえ、計画の推進にあたっては、「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、『市民や事業者、訪れるすべての人々が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図ること』を目標とし、次の4点を基本的な考え方として取組を進めます。

1 自主防犯意識の醸成

安全な環境で安心して暮らせるまちづくりの原点は、家庭を基盤として、まず市民自らが「自分の安全は自分で守る」という自主的な防犯意識を育てていくことが大切です。

2 地域における防犯活動の推進

地域の安全を確保していくためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のうえに、地域防犯活動への積極的な参加により、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

3 犯罪の起きにくい環境づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、行政、市民、住民組織、関係団体及び事業者等が連携し、情報の共有化を図り、犯罪を誘発、助長させない環境づくりが必要です。

4 防犯上配慮を要する者への安全確保

犯罪のない安全で安心なまちづくりは、犯罪被害の対象となりやすい児童、高齢者及び障がい者等に配慮して推進する必要があります。

第2節 計画の基本目標

1 基本目標の設定

犯罪のない安全に安心して暮らせる社会の実現のため、基本目標を次のように設定します。

基本目標
①市内の犯罪発生件数を減少させる
②不審者出沒事案を減少させる

①市内の犯罪発生件数を減少させる。

犯罪のない安全で安心なまちづくりには、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」といった市民意識のもと、行政、市民、住民組織、関係団体及び事業者等が連携して推進することが大切です。

犯罪被害の防止のために、市民の防犯意識の向上や犯罪が起こりにくい環境づくりなど総合的な取組を継続していきます。

②不審者出沒事案を減少させる。

市公式LINEアカウントによる不審者情報のLINE配信や市教育委員会ホームページ「不審者情報提供システム」等を活用し、声掛け事案などの不審者情報を保護者や関係団体や関係機関等に対し素早く情報伝達するとともに、不審者から児童を守る体制と、不審者が出沒しにくい環境づくりを継続して行っていくこととします。

第4章 安全で安心なまちづくりに向けて

1 市の取組

市は、犯罪の起きにくい環境で、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民、住民組織、関係団体及び事業者等と連携・協働し、必要な施策の推進に取り組んでいきます。

施策1. 自主防犯意識の醸成

(1) 施策の趣旨

市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要であり、市民等への防犯知識の普及や啓発活動を推進します。

(2) 施策の内容

主な取組
① 市の広報媒体等による広報 市広報紙やホームページなどによる防犯意識の普及を図る。
② 啓発活動 安全で安心なまちづくりを推進する市内各地で活動している防犯協会員を中心に啓発活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none">○ 「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり市民大会」の開催○ 防犯啓発懸垂幕の作成・設置○ リーフレット等の作成と啓発活動への活用○ 防犯活動団体等との連携による啓発活動<ul style="list-style-type: none">◆ イベント等での防犯意識啓発の実施◆ 街頭防犯啓発の実施◆ 防犯講座等の開催
③ 市民・事業者・関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none">○ 市LINE公式アカウントによる不審者情報のLINE配信や市教育委員会ホームページ「不審者情報提供システム」による情報提供○ 北海道警察(厚別警察署)からの犯罪情報、緊急情報の提供○ 「子ども110番の家」との連携○ 消費生活相談(消費生活センター・消費者協会)の実施及び北海道警察(厚別警察署)への情報提供○ 防犯対策に関する情報提供

主な取組
④ 市職員による防犯パトロール <ul style="list-style-type: none"> ○ 青色回転灯装着公用車による防犯パトロール(外勤時) ○ 防犯ステッカーの公用車貼付による防犯パトロール(外勤時)

施策2. 地域における防犯活動の推進

(1) 施策の趣旨

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、市民や自主防犯活動団体が連携し、幅広い活動を展開していくなど、地域単位での自主的な活動が重要です。

また、犯罪の抑止効果を高めるためには、「見せる・見える防犯活動」を継続的に実施し、犯罪の機会を与えないようにすることが重要です。

これらの市民の主体的な地域活動を推進するため、次のような支援をしていきます。

(2) 施策の内容

主な取組
① 地域活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯協会連合会等への助成 ○ 防犯活動団体等のネットワーク化(情報交換の促進) ○ 自主防犯活動への助言等 ○ 防犯資機材等の支援、貸与
② 地域防犯灯の設置及び維持管理に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防犯灯設置費に対する補助 ○ 地域防犯灯の維持管理費・修繕費に対する補助
③ 青色防犯パトロール活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯ボランティア等による青色回転灯装着車のさらなる普及と支援に努める。

施策3. 犯罪の起きにくい環境づくり

(1) 施策の趣旨

犯罪防止の取組には、犯罪を誘発、助長させない環境づくりが必要であることから、道路や公園、公共駐車場・駐輪場など各種公共施設の安全対策に努めるとともに、空き地・空き家の適正管理を促します。

(2) 施策の内容

主な取組
① 公園等の公共施設における安全対策
○ 樹木の定期的な剪定
○ 照明灯の点検管理
○ 定期的な清掃や落書き点検
② 駐輪場等における安全対策
○ 駐輪場等の巡視パトロール
○ 放置自転車の撤去等
③ その他市有施設における安全対策
○ 施設の適正な管理運営
○ 施設内の照明灯やカメラ等の安全対策の検討
④ 路上駐車(迷惑駐車)の対策
○ 警察との連携した取組
⑤ 宅地(空き地)及び空き家等の適正管理
○ 宅地(空き地)の所有者に対して草刈り及び樹木剪定等の適正管理を促す。
○ 空き家の所有者に対して適切な管理を促す。
⑥ 北海道ボールパークFビレッジ利用者に関する安全対策
○ 民間企業との連携した取組

施策4. 防犯上配慮を要する者への安全確保

(1) 施策の趣旨

学校(幼稚園含む)、児童福祉施設(保育所・児童センター・学童クラブ)、PTA、青少年健全育成連絡協議会、保護者、地域、関係機関等との連携を図り、児童の安全教育、施設や通学路等の安全対策に努めるとともに、高齢者及び障がい者へ特殊詐欺等についての情報提供や知識の普及に努めていきます。

また、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように支援に努めていきます。

(2) 施策の内容

主な取組
【児童の安全対策】
① 学校等の防犯管理体制の整備
○ 学校危機管理マニュアルの更新と運用
○ 学校・地域・関係機関等との連絡・連携体制の充実
○ 不審者情報等の連絡体制の強化
○ 小中学校校長会等での情報交換
○ 専任指導員の配置
② 不審者からの安全確保対策
○ 不審者侵入対策講習の実施
○ 不審者情報の発信
③ 子どもへの防犯教育
○ 児童向け防犯教室の実施
○ 新入学児童への防犯啓発リーフレット等の作成と配布
○ 情報モラル啓発リーフレットの作成と配布
④ 通学路の安全対策
○ 通学路の実態把握と安全点検
○ 地域安全マップの作成・配布
○ 「子ども110番の家」との連携
⑤ 防犯意識の普及と啓発活動
○ 児童を対象とする犯罪を未然防止するための広報・啓発などの対策

主な取組
<p>【高齢者及び障がい者の安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者のための防犯講座等の開催 ○ 消費生活センター及び高齢者支援センターとの連携 ○ 悪質商法詐欺防止キャンペーンの開催(消費者協会) ○ 「訪問販売お断りステッカー」の配布 <p>【犯罪被害者等への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体との連携 ○ 犯罪被害者等からの相談及び情報の提供等

◇子どもの安全対策のポイント

普段からお子さんに対処方法を話し合うことが大切です。

◆児童の安全を見守る運動 …… 「いかのおすし」

→ **い**かない、**の**らない、**お**おきな声を出す、**す**ぐ逃げる、**し**らせる

◆事例 (不審者による声掛け)

- お菓子を買ってあげる。 ○ お金をあげる。
- 車に乗せてあげる。 ○ お母さんが事故に遭ったから病院に行こう。

施策5. 暴力団の排除

(1) 施策の趣旨

社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保に努めていきます。(北広島市暴力団の排除の推進に関する条例:平成 26 年(2014 年)4 月 1 日制定)

(2) 施策の内容

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業等から暴力団員及び暴力団関係事業者を排除する。 ○ 公共施設を暴力団に利用させない。



北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり市民大会



防犯資機材等の貸与

2 市民の取組

犯罪のない安全で安心なまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ということにほかなりません。

地域住民一人ひとりが幅広い防犯知識を持つことで安全意識を向上させ、積極的な防犯活動に取り組んでいく必要があります。

(1)身の回りの安全対策

【主な取組例】

- 施錠の徹底(家、車庫、車、自転車等)
- 車には貴重品を置かない
- 防犯性の高い鍵への切り替え
- 補助錠やセンサーライトなど防犯用品の活用
- 新築時や改築時に防犯ガラスへの切り替え
- 門灯、玄関灯の夜間点灯
- 住宅周辺の見通しの確保
- カメラ付インターホンへの切り替え
- 防犯機能付き電話への切り替え
- ナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエスト(※)の活用

※故意に電話番号を非通知にして電話をかけてきた場合に、番号を通知してかけ直すように要求するガイダンスをかけてきた相手に通知するサービス

(2)知識習得のための防犯講座等への参加

【主な取組例】

- 市や警察、自治会・町内会、防犯活動団体などが行う防犯講座等への積極的な参加

(3)暴力団を利用しない

【主な取組例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない

3 住民組織及び関係団体の取組

住民組織及び関係団体は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動について、地域の実情に応じ、行政、市民、住民組織、関係団体及び事業者等と連携して、積極的な防犯活動に取り組んでいく必要があります。

(1) 地域における安全対策

【主な取組例】

- 地域の安全点検
- ごみ拾いや落書きを消すなど、地域環境美化意識の向上
- 「子ども110番の家」への協力

(2) 地域防犯灯の整備

【主な取組例】

- 町内会・自治会での計画的な設置
- 地域防犯灯の点検と維持管理

(3) 地域ぐるみの防犯活動

【主な取組例】

- 児童生徒の通学時間帯における見守り活動
- 地域防犯協会による防犯パトロール
- 町内会・自治会・青少年健全育成連絡協議会・自主防犯活動団体による防犯パトロール
- 青色回転灯装着車による防犯パトロール
- 地域防犯協会や関係団体等による各種防犯啓発活動
 - ◆ 防犯講座等の開催
 - ◆ 各種イベントでの啓発活動
 - ◆ 街頭防犯啓発の実施
 - ◆ コミュニティFM等との連携による啓発活動

(4) 路上駐車(迷惑駐車)の対策

町内会組織内で路上駐車(迷惑駐車)の弊害について意識を共有する。

【主な取組例】

- 警察との連携した路上駐車等の巡視

◇ 路上駐車(迷惑駐車)の弊害

路上駐車(迷惑駐車)における弊害として、

- ① 車上狙いの対象となる。
- ② 住宅地の道路環境が悪くなり、犯罪を誘発する。
- ③ 違法駐車(迷惑駐車)が不審者を見えにくくしている。
- ④ 道路への飛び出しなどの交通事故の要因となる。
- ⑤ 一般交通及び緊急車両の走行に支障をきたす。
- ⑥ 違法状態が蔓延することで法令遵守の意識がマイナスとなる。

(5) 暴力団を利用しない

【主な取組例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない



青色回転灯パトロール講習会



街頭防犯啓発



防犯講座



歳末地域安全運動街頭啓発

4 事業者の取組

事業者は、その事業を行うにあたり、犯罪のない安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と連携・協働して地域の防犯活動に取り組んでいくことが必要です。

また、防犯施策等の円滑な推進のために、市、市民、住民組織及び関係機関等と積極的な連携が大切です。

(1)施設等の安全対策

【主な取組例】

- 施錠の徹底
- 防犯性の高い鍵への切り替え
- 補助錠やセンサーライトなど防犯用品の活用
- 新築時や改築時に防犯ガラスへの切り替え
- 門灯、玄関灯の夜間点灯
- セキュリティ装置の設置
- 事業所周辺の見通しの確保
- 敷地内街路灯の整備
- 夜間警備の強化

(2)従業員への啓発

【主な取組例】

- 従業員に対する防犯講座等の開催
- 市や警察、町内会、防犯活動団体などが行う防犯講座等への積極的な参加

(3)地域の一員としての取組

【主な取組例】

- 地域の自主防犯活動団体との連携協力
(例：新聞配達員が新聞配達中に「防犯腕章」を装着し活動する。)
- 「子ども 110 番の家」への協力
- 青少年の健全育成への協力

(4)暴力団を利用しない

【主な取組例】

- 暴力団の威力を利用しない
- 暴力団の活動若しくは運営に協力しない

第5章 推進計画の実施にあたって

犯罪のない安全で安心な暮らしのできるまちづくりに向け、市民・事業者及び関係機関等と連携・協働し、総合的な活動を行うため、次のような推進体制の整備を図ってまいります。

1 庁内推進体制の整備

犯罪のない安全で安心な暮らしのできるまちづくりは、全庁的な協力体制のもとで取り組む必要があります。

そのため、「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会」を組織し、安全で安心なまちの実現に向けた施策の推進に努めてまいります。

2 推進会議の設置

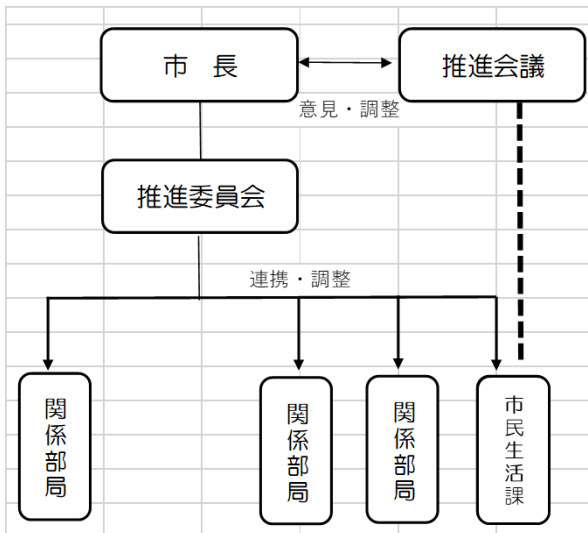
推進計画を実施するにあたっては、防犯活動団体の代表者、関係機関、公募委員等からなる「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置し、それぞれの立場で、また、連携・協働して行うべき具体的な取組についての意見交換や進捗状況についての検証等を行い、総合的な活動の推進に努めてまいります。

3 計画の見直し

推進計画は、中間評価等により適宜見直すこととし、主な取組についても今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識の変化等を把握し、検討を加えながら、より効果的な展開に努めてまいります。

4 計画の推進体制

本計画を推進するために、庁内の関係部局が必要に応じて適切に連携する。市全体にかかわる施策や課題についても「推進会議」と意見交換、調整を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために必要な事項については協議を行います。



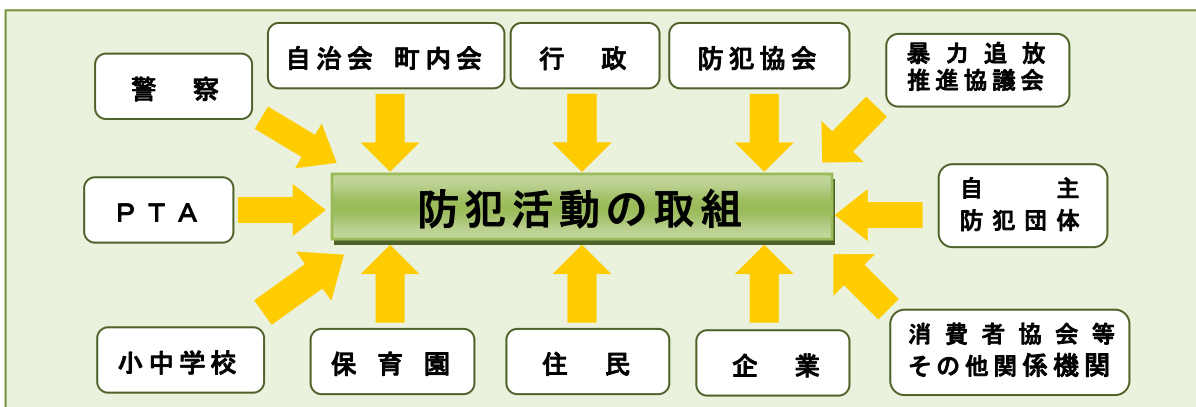
< 推進委員会 >

- 市民環境部長を委員長とする庁内推進体制（関係課長職で構成）
- 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画及び推進に関することを協議

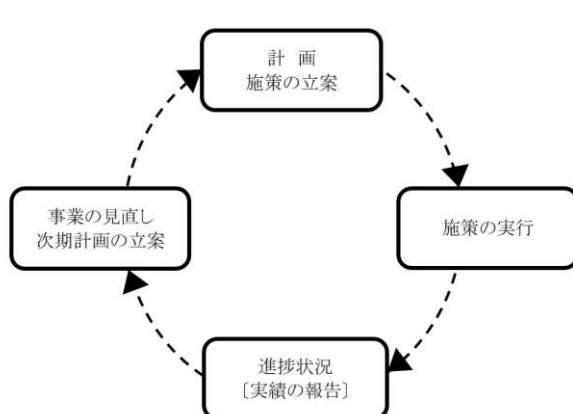
< 推進会議 >

- 市民、関係団体、関係機関、公募委員等12名で構成
- 委員のそれぞれの立場で、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために必要な事項について協議

〈安全で安心して生活することができる地域社会の実現〉



5 計画の進行管理



推進状況の点検・評価

本計画を推進するため、関係機関、関係団体等と連携・協働して行うべき具体的な取組については、推進会議において意見交換や進捗状況の検証等を行い、総合的な活動の推進に努める必要がある。このようなことから、進捗状況や実績について定期的に本計画の進行管理を行う。

資料編

資料 1 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

資料 2 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

資料 3 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿

資料 4 : 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程

資料 5 : 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

資料 6 : 用語集

資料 1

北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成20年12月19日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、基本理念及び市の施策の基本となる事項を定め、市並びに市民、事業者、住民組織及び関係団体(以下「市民等」という。)の責務及び役割を明らかにすることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民、事業者及び本市を来訪する者が安全で安心して生活することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪のない安全で安心なまちづくり」とは、市及び市民等による犯罪の防止のための活動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他犯罪の防止のために必要な取組をいう。

- 2 この条例において「市民」とは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内において活動(事業活動を除く。)を行う個人をいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 4 この条例において「住民組織」とは、自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- 5 この条例において「関係団体」とは、市内において犯罪の防止を目的として組織された団体をいう。
- 6 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。
- 7 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市及び市民等が自ら地域の安全を確保するという意識の下、それぞれの責務及び役割を果たしつつ相互に連携を図ることを基本として推進されなければならない。

- 2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、犯罪の実態を考慮して効果的に推進されなければならない。
- 3 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、児童等(幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ。)、高齢者及び障がい者に配慮して推進されなければならない。

- 4 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、関連するあらゆる分野における取組との連携の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等と協働して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市民等に必要な情報の提供、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

- 3 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、関係行政機関及び市民等との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、理解を深め、及びこれを推進するよう努めるとともに、積極的に日常生活における安全の確保に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、理解を深め、及びこれを推進するよう努めるとともに、積極的に事業活動における安全の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(住民組織及び関係団体の役割)

第7条 住民組織及び関係団体は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する活動を自主的に行うとともに、地域の実情に応じ、その地域で活動する団体と連携して、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 住民組織及び関係団体は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、市、市民等及び関係行政機関が相互に協力する体制の整備を行うものとする。

(児童等の安全の確保等)

第9条 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が通学、通園等に利用している道路、公園等における安全の確保に努めるものとする。

- 2 市は、学校等及び市民等と協働して、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育の充実に努めるものとする。

(高齢者及び障がい者の安全の確保)

第10条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障がい者が犯罪による被害を受けないようにするための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第11条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(犯罪被害者等への支援等)

第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議)

第13条 第8条の規定に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために必要な事項について協議するため、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(推進会議の組織)

第14条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 次に掲げる機関及び団体から選出された者

ア 関係団体及び関係行政機関

イ 住民組織の連合団体

ウ 市内の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会

エ 市内を地区とする商工会

オ 学校教育に関する団体

カ 交通安全に関する団体

(2) 公募に応募した者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(推進会議の運営事項)

第15条 前条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料2 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議規則

平成20年12月19日

規則第36号

注 令和2年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成20年北広島市条例第30号)第15条の規定に基づき、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第4条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、推進会議の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(令2規則28・追加)

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(令2規則28・旧第4条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第28号)
この規則は、公布の日から施行する。

資料3 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議委員名簿

令和6年(2024)7月16日 現在

(敬称略・五十音順)

役職	氏名	所属団体	備考
	いわい ぶんべい 岩井 文平	市民公募委員	
会長	うちて すすむ 内手 進	北広島市防犯協会連合会(会長)	
	かわしま みつゆき 川島 光行	北広島市社会福祉協議会(会長)	
副会長	こいけ たかし 小池 隆史	北広島市自治連合会(会長)	
	とみた たつお 富田 辰夫	北広島市暴力追放運動推進協議会(会長)	
	ながしま ひろこ 長島 博子	北広島市交通安全運動推進委員会(委員)	
	なかやま ゆういち 中山 雄一	札幌方面厚別警察署(北広島交番所長)	
	のぐち としゆき 野口 俊之	北広島市小中学校校長会	
	ふるうち せいや 古内 誠也	北広島市PTA連合会(会長)	
	もりぐち きよはる 森利口 清治	北広島市老人クラブ連合会	
	やまだ まゆみ 山田 真弓	北広島商工会	
	よしだ としふみ 吉田 俊文	北広島市幼稚園協会	

資料4 北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会設置規程

平成21年6月30日

訓令第9号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するため、北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に関すること。
- (2) その他犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民環境部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民生活課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(令5訓令5・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会を統括し、推進委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部市民生活課において行う。

(令5訓令5・一部改正)

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第1号)抄

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平30訓令1・令4訓令3・一部改正)

職名
環境課長
高齢者支援課長
子ども家庭課長
都市整備課長
土木事務所長
商工業振興課長
教育総務課長
学校教育課長
教育支援課長

資料 5

北広島市暴力団の排除の推進に関する条例

平成26年3月20日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団の排除 市民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民生活及び事業活動に生じた暴力団の不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利用することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業(次項において「公共事業

等」という。)の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。)について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の育成に携わる者に対する支援)

第10条 市は、警察その他の関係機関と連携を図り、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は助言が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第12条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第13条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(個人情報収集及び提供)

第14条 北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北広島市条例第25号)第3条第2項に規定する実施機関及び議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図る

ことを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集することができる。

- 2 前項の実施機関及び議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、同項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関に提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(令4条例25・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

資料 6

用語集

用語集	説明
認知件数	警察において発生を認知した事件数を言います。
刑法犯	国内で発生した犯罪全体の総称です。 法務省では交通関係業過(交通違反など)を含みますが、警察庁では交通関係業過を含まない件数で取りまとめています。
凶悪犯	殺人、強盗、放火、不同意性交など
粗暴犯	凶器準備集合、傷害、暴行、脅迫、恐喝など
窃盗犯	日本の刑法犯の中で最も多いもので、他人の所有物を正当ではない手法で手に入れる行為のことで、建物の中に侵入して盗む「侵入盗」と、街頭・路上などで行われる「非侵入盗」に分かれます。
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職など
風俗犯	賭博、わいせつなど
その他	上記以外の罪種(公務執行妨害、器物破損、逮捕監禁、住居侵入など)
重点犯罪	北海道警察が選定する重点犯罪は、子ども被害犯罪、女性被害犯罪及び特殊詐欺の3点
特殊詐欺	特殊詐欺とは、犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗(窃盗)を含む。)のことで、令和2年1月1日から、特殊詐欺の手口について以下の10種類に分類されました。
オレオレ詐欺	親族等を名乗り、「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る(脅し取る)手口です。
預貯金詐欺	警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です」と言ったり、役所の職員等を名乗り、「医療費などの過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る(脅し取る)手口です。
架空料金請求詐欺	有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールやSNSで通知したり、パソコンなどでインターネットサイトを閲覧中に「ウイルスに感染しました」と表示させて、ウイルス対策のサポート費用を口実として、金銭等をだまし取る(脅し取る)手口です。
還付金詐欺	医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。
融資保証金詐欺	実際には融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「保証金が必要です」などと言って金銭等をだまし取る(脅し取る)手口です。

金融商品詐欺	価値が全くない未公開株や高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る(脅し取る)手口です。
ギャンブル詐欺	「パチンコ打ち子募集」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、会員登録等を申し込んできた人に、登録料や情報料として支払わせて金銭等をだまし取る(脅し取る)手口です。
交際あっせん詐欺	「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭等をだまし取る(脅し取る)手口です。
その他の特殊詐欺	上記の類型に該当しない特殊詐欺のことをいいます。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言ってキャッシュカードを準備させ、隙を見てポイントカード等とすり替えて盗み取る手口です。
青色回転灯装備車	これまで緊急自動車等を除き、一般の自動車に回転灯を装備することは法令等で禁止されていましたが、平成16年12月1日より、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体については、防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが認められました。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会です。
地域防犯灯	犯罪等から市民の安全を守る目的で、市内の自治会が設置し、維持管理を行う照明のことです。

北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画

- 発行年月 令和7年(2025年)4月
- 発行 北広島市
- 編集 北広島市市民環境部市民生活課

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1
TEL.011-372-3311 FAX.011-370-2380